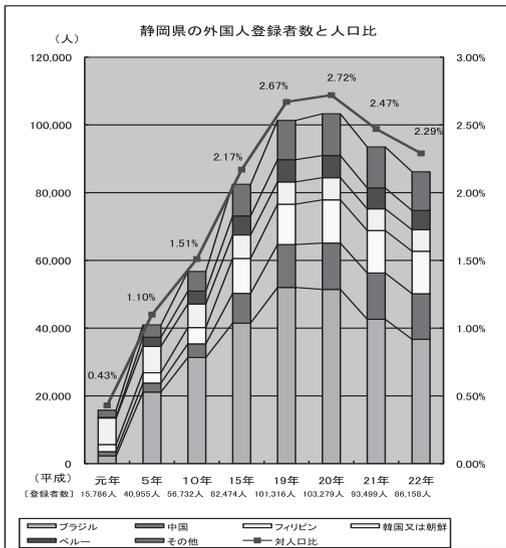


「静岡県多文化共生推進基本条例」の制定について

静岡県では、多文化共生の推進に関し県、県民、企業及び関係団体の責務を明らかにするとともに、多文化共生の推進に関する基本的施策を定め、各施策の総合的、計画的な推進を図り、多文化共生社会を実現するための条例を制定した。

静岡県企画広報部 地域外交局多文化共生課班長 田中 尚



1 条例制定の背景

(1) 静岡県の多文化共生施策への取組

平成2年の改正「出入国管理及び難民認定法」施行以降、ものづくり県として製造業の集積が進む静岡県においては、浜松市や磐田市など県西部地域を中心にブラジル人をはじめとする外国人登録者数が大幅に増加した。

外国人県民（外国籍住民と外国出身で日本国籍を取得した住民）の急激な増加は、地域社会のあり方に変化をもたらし、日本人県民との間の生活様式や生活習慣等、文化の違いを表面化させ、一部では摩擦や軋轢が発生した。住民サービスを直接提供する市町や自治会等では、就労、教育、地域共生、言葉、コミュニケーションなど、様々な課題への迅速

な対処が求められるようになった。

外国人住民が急増した市町で先行して多文化共生対策が取り組まれる中、本県では、平成18年度に外部有識者による「静岡県多文化共生推進会議」を設置し、多文化共生施策のあり方や方向性等の検討を開始した。

推進会議では平成19年3月に、県内に居住する外国人県民と日本人県民が相互の理解と協調の下、安心して快適に暮らす地域社会の実現、「多文化共生の地域づくり」を目指し、国、市町、県民、NPO、企業等と連携し、県は体系的、総合的に施策を行っていく必要があると県に提言し、提言を受けた県では平成19年度から広報啓発や日本語教育、外国人労働実態調査などの事業に取り組み始めた。

(2) 条例制定に至る経緯

① 部内での議論

外国人集住市町の首長への課題等の聞き取りや行政（国、県、市町）、民間における多文化共生施策の取組状況を分析し、県が行うべき施策を体系図としてまとめ、平成20年7月に県民部長（当時）に多文化共生推進プラン（基本計画）の策定について方針伺いしたところ、法規担当課長経験を持つ部長からは、条例を策定し自らの戦略に基づいて行政を推進し新たな政策立案や事案解決を目指すという「政策法務」の考えが示され、基本計画策定の前に条例制定

に取り組むというスケジュールで事務を進めることになった。

条例制定による効果としては、県が条例を制定し県自らの役割を明確に示すことで、市町等関係者の取組を促進し、県全体の多文化共生の社会づくりの取組推進が期待できることや、外国人集住地域を抱える本県が率先して条例を制定することで、積極的姿勢を情報発信できること、また、知事部局だけでなく教育委員会や警察本部までを含む全庁的な推進体制を構築できることなどが考えられた。

② 静岡県多文化共生推進会議（推進会議）での提言

「多文化共生施策の推進には外国人を雇用する企業が重要な役割を担うので、経済団体出身者を含めて推進会議を構成すること」との知事（当時）の意見を踏まえ、会長には県経営者協会会長に就任いただき、また、主要商工会議所会頭2人を含め、大学教授、外国人県民、活動実践者など有識者15人による推進会議を平成18年9月に設置し、様々な角度から本県の多文化共生推進のあり方等の議論を行った。

推進会議は2年間で6回開催し、労働や教育、防災、地域共生などのテーマに沿って議論を行い、最終回となった平成20年9月2日に第2回目の提言として、基本条例

の制定、基本計画の策定、外国人労働者の雇用適正化憲章の制定に向けた働きかけ、企業等が資金を拠出できる仕組みづくりの検討を行うことなど5項目を県に提言した。

2 条例の概要

(1) 条例の内容

本条例は全4章、17条で構成されている。以下、各章ごとの主な内容を説明する。

第1章 総則（第1～5条）

① 条例の目的について、多文化共生の推進に関し県、県民及び企業その他民間団体の責務を明らかにするとともに、多文化共生施策の基本的事項を定め、施策の総合的、計画的な推進を図り、多文化共生社会を実現することとした。（第1条）

② 多文化共生の定義について、「県内に居住する外国人及び日本人が相互の理解及び協調の下に、安心して快適に暮らすこと」とした。（第2条）

③ 関係者の責務について、「県は、多文化共生施策を総合的に策定・実施する責務を有するとともに、必要な体制整備に努める。」「県民は、社会のあらゆる分野において、多文化共生を推進するよう努める。」「企業及び関係団体は、事業活動に関し多文化共生の推進に努めるとともに、県や市町が実施する多文化共生施策に協力するよ

う努める。」とした。（第3、4、5条）

第2章 多文化共生推進基本計画（第6条）
① 県は、多文化共生施策を総合的かつ計画的に実施するため、広く県民の意見や多文化共生審議会の意見を聴き、基本計画を定めることとした。

② また、基本計画を定めたときは公表するとともに、計画を変更するときも県民や審議会の意見を聞くとともに変更計画を公表することとした。

第3章 多文化共生の推進に関する基本的施策等（第7～11条）

① 県は、多文化共生に関する県民の理解を得るために必要な広報活動を行うとともに、多文化共生施策を策定、実施するために必要な調査研究を行い、多文化共生施策の実施状況報告書を毎年作成し、公表することとした。（第7、10、11条）

② 多文化共生の推進に関する市町の役割の重要性にかんがみ、地域における多文化共生の推進に市町と協働して取り組むこととした。（第8条）

③ 県民が行う多文化共生の推進に関する活動を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずることとした。（第9条）

第4章 多文化共生審議会（第12～17条）
① 多文化共生推進基本計画の策定等に関し知事に意見を述べ、知事の諮問に応じて多

特集

多文化共生の推進～自治体における外国人施策～

文化共生施策等を調査審議するため、多文化共生審議会を設置することとした。(第12条)

② 審議会は委員15人以内で組織し、委員の任期は2年とし、委員の互選により会長、副会長を置くこととした。(第13、14、15条)

(2) 条例制定の経過

① 法規担当課との協議

条例の法令審査は、法規担当課から懇切丁寧な指導を受ける中で全体像をまとめていった。条例案を固めていく過程で、多文化共生社会の「基本理念」規定を盛り込むべきか否かの議論が出たが、以前からの施策推進目標であった「県内に居住する外国人県民と日本人県民が相互の理解と協調の下、安心して快適に暮らす地域社会の実現」多文化共生の地域づくり」を条例目的に置くこととし、その中に理念が表現されているため、「基本理念」規定を設けないこととした。

なお、本県条例での多文化共生の定義、目的でもある「外国人及び日本人が、相互の理解及び協調の下に、安心して、かつ、快適に暮らすこと」は、総務省が示した定義「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と表現が異なっている。

これは、静岡県が標榜する目的指向型の行政を体现するため、条例を出発点として推進体制を整え、基本計画を策定し各施策を計画的に進めて実効性を上げていく一連の流れを念頭に、施策推進の基礎となる条例では多文化共生施策の進め方や基本的事項等の掲載に留め、総務省が研究報告書や通知で示す多文化共生推進の考え方は県が定める基本計画の中で必要性や意義等を明示し、具体的に計画を進める根拠として示すほうがより効果的であると考えたからである。両者の文章表現は異なっているが内容的には同じであり、総務省の定義を簡素化した表現が静岡県の定義であると思っている。

② 議会への説明

県議会での審議前に各議員会派等に条例案を説明したところ、以下のような意見があった。
・ 条例制定のタイミングとしてはむしろ遅いくらいで、現実の社会状況に対して対策が後追いとなっている。
・ 精神的な側面のみを規定する条例では意味がないので、目標を設定し自らを追い込んでいく内容にし、数値目標を設定し成果を検証すべき。
・ 条例を作った終わりではなく、多文化共生の変化する現実に対応できるように施策を推進していくべき。

・ 施策推進には、外国人の子どもへの教育や外国人の人権尊重といった視点が必要。
・ 審議会はアカデミックな議論ばかりで社会実態から乖離しないよう、委員の人選や運営を配慮すべき。

③ パブリックコメント(県民意見提出手続き)

平成20年10月14日から11月12日までの約1か月間、条例案を県ホームページに掲載、県民サービスセンターなど出先機関で公開し、県民からの意見を募った。

④ 静岡県議会平成20年12月定例会

平成20年12月1日～12月19日に開催し、条例案を審議・可決
平成20年12月26日 静岡県多文化共生推進基本条例公布・施行(静岡県条例第59号)

3 条例制定後の動き

(1) 推進体制の整備

「静岡県多文化共生推進基本条例」施行後、平成21年1月から組織作りに着手し、施策推進に当たったの部局横断的な協議組織や基本計画策定に向けての体制を整え、全庁的な推進体制が出来上がった。

(2) 基本計画の策定

推進本部会議で次期県総合計画策定に合わせて基本計画策定を進める等の方針を決定後、日本人県民3000人、外国人県民1万人へのアンケート調査、外国人県民との意見

組織名(設置年月日)	構成員・協議事項等
静岡県多文化共生審議会 (平成21年4月21日)	・有識者(商工会議所会頭、大学教授、外国人県民等)15人 ・基本計画策定、各施策の実施状況への意見等
静岡県多文化共生推進本部 (平成21年1月21日)	・副知事、関係部長等(教育委員会、警察本部を含む)11人 ・施策推進の総括、全庁的な意思決定等
静岡県多文化共生推進本部幹事会 (平成21年3月17日)	・関係課長等14人 ・全庁的な施策連携強化・調整、情報交換、情報共有化等
幹事会ワーキンググループ (幹事会発足後に随時活動)	・関係課の担当者等 ・計画策定、施策推進上の個別課題等の調整・検討等

交換会等を通して現状分析を行い、審議会や推進本部幹事会等で議論を重ね、基本計画原案を1か月間のパブリックコメントに諮り、広く県民、関係者、県議会等の意見を踏まえ、平成23年3月に「ふじのくに多文化共生推進基本計画」を策定した。

① 基本目標

静岡県内に居住する外国人及び日本人が、相互の理解と協調の下に、安心して、かつ、快適に暮らせる日本の理想郷を目指す。

② 基本方向と施策の方向

基本方向	施策の方向
1 誰もが理解しあえる地域づくり	1 外国人と日本人双方に対する意識啓発 2 外国人県民のコミュニケーション支援 3 人権意識の高揚
2 誰もが快適に暮らせる地域づくり	4 外国人の子ども等の教育、居場所づくり 5 雇用・就労・居住環境の整備 6 医療・保健・福祉の充実 7 外国人県民が活躍できる場づくり
3 誰もが安全で安心できる地域づくり	8 防犯・交通安全対策の推進 9 危機管理対策の推進

③ 施策の展開

3つの基本方向を9つの施策の方向に整理した後、基本方向に沿った37の主な施策を取りまとめ、計画期間(平成23～27年度の5年間)内で24の数値目標を設定し、目標達成に向けて各施策に取り組み、毎年度の事業進捗状況等を公表することとしている。

4 今後の展開

平成20年12月の条例制定から3年が経過し、この間、審議会や全庁的な推進本部の設置など組織体制が整備され、平成23年3月の基本計画策定をもって施策推進の基礎的部分は構築できたと考えている。

一方、多文化共生を取り巻く社会環境については、平成20年後半からの世界的経済不況

に伴い外国人登録者数は、ピーク時の平成20年12月末の10万3000人から平成22年12月末の8万6000人とブラジルを主体に1万7000人も減少した。施策対象となる外国人が減少したことや、地域共生や外国人労働者の失業等の問題もマスメディアへの露出が少なくなったこともあり、世間一般の目に触れる機会や関心が薄れてきているような印象がある。

条例制定から基本計画策定までは課題対応型の取組から一歩進み、「県内に居住する外国人県民と日本人県民が相互の理解と協調の下、安心して快適に暮らす地域社会の実現」という目標を掲げて、県全体で様々な関係主体が連携して取り組んできた。

今後の事業推進については、東日本大震災や超円高、欧米経済の危機など日本の社会経済全般に厳しい状況が見込まれる中、いずれの関係主体も厳しい予算での事業執行となることが予想されるが、県国際交流協会等と一層連携を密にし、企業や経済団体等の協力を得ながら計画的に粘り強く事業推進を図っていくことが、条例や基本計画の目的達成に近づくことになり、将来的には、「憧れ」を呼ぶ「ふじのくに」に国内外から多数の優れた人材が集い、富国徳の理想郷「ふじのくに」の実現につながると考えている。